

セキュリティトークンの インサイダー取引類似行為規制制度について



大阪デジタルエクスチェンジ株式会社 (ODX)

2026年6月改訂

1. インサイダー取引類似行為規制 ～導入の背景と目的～

■ 制度導入の背景と目的

- ✓ セキュリティトークン（ST）は、現状、START市場で取扱われても金融商品取引法上のインサイダー取引規制の適用対象外です。
- ✓ 一方で、START市場には、不特定多数の一般投資者が、公正・公平な取引を期待して参加しています。
- ✓ 加えて、STは個々の発行規模が余り大きく、運用対象となる裏付け資産の分散も基本的に少ないこと等から、当該資産に生じるイベントがSTの評価に直接的に結び付きやすいといえます。



POINT

- 発行者側の関係者と一般投資者の間に情報格差が生じる可能性があり、その情報格差を利用してSTの売買取引がSTART市場で行われると市場の公正性や健全性が損なわれるおそれがあります。
- ODXは「インサイダー取引類似行為」を防止し、START市場の公正性や健全性の維持・向上に資することを目的に、自主的にインサイダー取引類似行為規制のルールを導入しました。

2. インサイダー取引類似行為規制 ～定義（全アセット共通の原則）

■ インサイダー取引類似行為の定義（全アセット共通の原則）

✓ インサイダー取引類似行為とは、

- START市場取扱STの発行者等やその役職員等の内部者（STインサイダー）が、
- 職務を通じて知った
- まだ一般には公開されていない重要な情報（重要事実）を利用して、
- START市場で当該STの売買取引を行う

こと（行為）を指します。*1

*1：金融商品取引法が規定する“インサイダー取引”に準じています。



3. インサイダー取引類似行為規制 ～対象銘柄～

■ 対象となる銘柄

✓ 原則としてはSTART市場の取扱ST全般を対象とします。

✓ START市場にて取扱中のアセット：

#	アセット種別	詳細
1	不動産ST	不動産投資受益証券型、不動産投資証券型
2	債券型ST	ブロックチェーン上で発行された債券、 又は債券を主たる原資産とする信託受益権*2

*2：新株予約権付社債券、又は新株予約権付社債券を主たる原資産とする信託受益権は除きます。

✓ 今後、新たな種類のSTがSTART取扱いとなる場合にも、基本的に本制度の枠組みを準用します。*3

*3：商品の設計上、発行者が実質的に重要事実を把握できない場合などは対象外となる予定です。

4. インサイダー取引類似行為規制 ～規制の対象～

■ 規制の対象

- ✓ 本規制では、「START市場取扱STの発行者等やその役職員等の内部者」をSTインサイダーの原則としつつ、公表前の重要情報にアクセスし得る関係者をアセットの種別に応じて個別に定義しています。
- ✓ アセット別の規制の対象範囲：

#	アセット種別	規制の対象範囲
1	不動産ST	「不動産ST関係会社等*4」及びその役職員等
2	債券型ST	発行者及びその親会社の役職員等

*4：不動産ST関係者等とは、資産運用会社、不動産ST投資法人、委託者、受託者及び資産運用会社の親会社を指します。

5. インサイダー取引類似行為規制 ～禁止行為～

■ 禁止される行為

✓ 規制の対象者が、重要事実を知りながら当該重要事実の公表前にSTART市場で当該STの売買取引を行うことを禁止します。

- 重要事実とは、投資判断に影響を及ぼし得る未公表の重要な出来事（発生事実）や決定事項（決定事実）を指します。
- 公表とは、下記のいずれかにおいて、情報が「公衆縦覧に供された時点」をもって公表とします。
 - ① EDINET（金商法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム）において、法に基づく開示が行われた時点。
 - ② START-NET（ODXが提供する適時の情報提供の公表システム）において、公衆縦覧に供された時点。
 - ③ TDnet（東京証券取引所が提供する適時開示情報閲覧サービス）において、公衆縦覧に供された時点。^{*5}



*5：債券型STであって、発行者が国内の金融商品取引所の上場会社もしくは上場会社の子会社等（金融商品取引法第166条第5項の規定による。）である場合に限る。

6. インサイダー取引類似行為規制 ～アセット別の比較～

■ アセット別の比較

比較項目	不動産ST	債券型ST
STインサイダー	<ul style="list-style-type: none"> 資産運用会社、不動産ST投資法人、委託者、受託者及び資産運用会社の親会社 	<ul style="list-style-type: none"> 発行者及びその親会社の役職員等
▼ 重要事実の対象範囲		
発生事実	<ul style="list-style-type: none"> 災害損害、訴訟、不渡り、主要取引先停止、コベナンツ抵触等 【業績】収益、利益、分配金の予想差異等 	<ul style="list-style-type: none"> 不渡り、第三者からの破産手続開始の申立て等、発行体の存続に関する事象に限定 【業績】規定なし
決定事実	<ul style="list-style-type: none"> 合併等、破産・再生手続開始の申立て、特定資産の取得・譲渡・貸借等 	<ul style="list-style-type: none"> 解散決議、破産・再生手続開始の申立て等、発行体の存続に関する事象に限定
公表方法	EDINET / START-NET	EDINET / START-NET / TDnet (※一部条件あり)

7. インサイダー取引類似行為規制 ～実効性を確保するための仕組み

■ 規制の実効性の確保

- ODXは、重要事実が公表された銘柄のSTARTにおける取引について、インサイダー取引類似行為が行われていないか、売買審査を実施します。
- 制度が機能するよう、ODXはSTART市場関係者に対して以下を要請します。
 - ✓ 取引参加者への対応
 - 売買審査対象取引に関する原始顧客情報（発注日時・数量、発注者名 等）の提供の協力を要請します。
 - ✓ 発行者等への対応
 - インサイダー取引類似行為の未然防止のための社内体制の整備を推奨し、インサイダー取引類似行為が発生したと認められた場合は、情報提供への協力や体制の改善を要請します。